

令和 3 年

上尾市議会 6 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 5 8 号	令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
議案第 5 9 号	令和 3 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 1 号）……………	別冊
議案第 6 0 号	令和 3 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 1 号）……	別冊
議案第 6 1 号	押印等を求める行政手続の見直しに伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について……………	1
議案第 6 2 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	3
議案第 6 3 号	上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 6 4 号	工事請負契約の締結について……………	6
議案第 6 5 号	工事請負契約の締結について……………	7
議案第 6 6 号	工事請負契約の締結について……………	8
議案第 6 7 号	財産の取得について……………	9
議案第 6 8 号	財産の取得について……………	1 0
議案第 6 9 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 1
議案第 7 0 号	監査委員の選任について……………	2 0
議案第 7 1 号	固定資産評価員の選任について……………	2 1
議案第 7 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	2 2
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	2 3
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	2 4

議案第 6 1 号

押印等を求める行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

押印等を求める行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

押印等を求める行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 3 0 年上尾市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、」を「任命権者に」に、「に署名しなければ」を「を提出してからでなければ、」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 学校職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 3 0 年上尾市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「) 又は任命権者の定める上級の公務員の前で」を「) に」に、「に署名して」を「を提出して」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(上尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 3 条 上尾市固定資産評価審査委員会条例(昭和 3 0 年上尾市条例第 5 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市民の負担軽減及び行政手続の簡素化に資するため、押印等を求める手続を見直したいので、この案を提出する。

議案第 6 2 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 6 万 6, 9 5 0 円」を「1 7 万 1, 6 5 0 円」に改め、同項第 2 号中「7 万 2, 9 9 0 円」を「7 万 3, 0 9 0 円」に改め、同項第 3 号中「8 万 3, 4 8 0 円」を「8 万 5, 7 8 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 7 条の 2 第 2 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 6 3 号

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する
条例

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例（平成 2 5 年上尾市条
例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施
設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

別表第 3 第 1 項中「同じ。）」の次に「及び自転車歩行者専用道路等（自
転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路をいう。以下この表において同じ。）
の構造」を加え、同項第 1 号中「設ける道路」の次に「及び自転車歩行者専
用道路等」を加え、同項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(3)の 2 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、別表第 1 第 3 9 項第 1 号に
規定する幅員の値以上とすること。

(3)の 3 歩行者専用道路の有効幅員は、別表第 1 第 4 0 項第 1 号に規定す
る幅員の値以上とすること。

別表第 3 第 1 項第 4 号から第 7 号までの規定中「歩道等」の次に「又は自
転車歩行者専用道路等」を加え、同項第 8 号中「除く。）」の次に「又は自
転車歩行者専用道路等」を加え、同表第 2 項各号列記以外の部分中「立体横
断施設」の次に「の構造」を加え、同項第 2 号中「セまで」を「スまで」に
改め、同号イ中「装置」を「設備」に改め、同号オ中「により、籠外から籠
内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることに
より、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同号ク中「装置」を
「設備」に改め、同号コ中「装置」を「設備」に改め、同号コを同号ケとし、
同号中サをコとし、シをサとし、スをシとし、同号セ中「装置」を「設備」

に改め、同号セを同号スとし、同項第3号中「以下同じ」を「以下この号において同じ」に改め、同表第3項各号列記以外の部分中「乗合自動車停留所」の次に「の構造」を加え、同表第4項各号列記以外の部分中「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、同表第5項第3号中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同項第6号中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項第7号中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、道路移動等円滑化基準の適合対象を歩道等に加え、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に拡大するほか、立体横断施設に設置するエレベーターの構造要件を追加したいので、この案を提出する。

議案第 6 4 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 3 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 契約の目的 (仮) 子ども・子育て支援複合施設建設工事 (建築工事)
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1, 3 6 1, 8 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 上尾市緑丘三丁目 4 番 2 5 号
株式会社島村工業上尾支店

提案理由

(仮) 子ども・子育て支援複合施設建設工事 (建築工事) に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号) 第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 6 5 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 契約の目的 (仮) 子ども・子育て支援複合施設建設工事 (電気設備工事)
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 2 7 9 , 2 7 9 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 上尾市大字上 1 3 0 2 番地 3
島村電業株式会社

提案理由

(仮) 子ども・子育て支援複合施設建設工事 (電気設備工事) に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号) 第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 66 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 3 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 契約の目的 (仮) 子ども・子育て支援複合施設建設工事 (機械設備工事)
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 239,800,000 円
- 4 契約の相手方 上尾市小泉九丁目 3 番地 1 4
株式会社金子設備

提案理由

(仮) 子ども・子育て支援複合施設建設工事 (機械設備工事) に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年上尾市条例第 7 号) 第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 67 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の数量 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 火災現場における消火活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 26,510,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都八王子市中野上町二丁目 31 番 1 号
日本機械工業株式会社本社営業部 |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 68 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | | |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 自動車の数量 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車 | 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 大規模災害等における消火活動に充てるため。 | |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 50,248,000 円 | |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都台東区浅草橋五丁目 4 番 2 号 横山ビル
ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所 | |

提案理由

災害対応特殊消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 69 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を受け、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、その経費を計上した令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 3 年 5 月 24 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和3年度上尾市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月24日

上尾市長 島山 稔

令和3年度上尾市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,804,520	152,941	12,957,461
	2 国庫補助金	1,670,843	152,941	1,823,784
歳入	合 計	69,063,805	152,941	69,216,746

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		35,046,752	152,941	35,199,693
	2 児童福祉費	16,014,989	152,941	16,167,930
歳出	合 計	69,063,805	152,941	69,216,746

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	12,804,520	152,941	12,957,461
歳入合計	69,063,805	152,941	69,216,746

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				特 国庫支出金	地方債	
3 民生費	35,046,752	152,941	35,199,693	152,941	0	0
歳出合計	69,063,805	152,941	69,216,746	152,941	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明	補正額 (累計)
				区	額		
2 民生費国庫補助金	928,517	152,941	1,081,458	2児童福祉費補助金	152,941	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金 補助率 10/10	150,000 (258,000)
計	1,670,843	152,941	1,823,784			低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事務費補助金 補助率 10/10	2,941 (3,821)

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

単位：千円

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節・説明 区 分	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)
		特定財源		一般財源				
		国庫支出金	地方債					
1 児童福祉総務費	729 (2,140,277) (2,141,006)	729 国庫支出金 729	0	0	1報酬 会計年度任用職員報酬 2人 8旅費 会計年度任用職員費用弁償	708 708 (38,752) 21 21 (824)	(職員課) ○会計年度任用職員人件費 1報酬 8旅費	729 (47,019) 708 (38,752) 21 (824)
2 児童措置費	152,212 (10,506,235) (10,658,447)	152,212 国庫支出金 152,212	0	0	3職員手当等 時間外勤務手当 10需用費 消耗品費 11役務費 通信運搬費 手数料 19扶助費 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	1,557 1,557 (1,957) 94 94 (205) 561 303 (561) 258 (1,610) 150,000 150,000 (258,000)	(子ども支援課) ○低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 3職員手当等 10需用費 11役務費 19扶助費	152,212 (261,092) 1,557 (1,957) 94 (146) 561 (989) 150,000 (258,000)
計	152,941 (16,014,989) (16,167,930)	152,941	0	0				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
総 括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	報 酬		給 与 費		合 計	備 考
		給 料	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,930)	1,068,076	5,176,360	3,608,191	9,852,627	12,457,528	
補 正 前	(1,928)	1,067,368	5,176,360	3,606,634	9,850,362	12,455,263	
比 較	(2)	708	0	1,557	2,265	2,265	

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当
	補 正 前	133,413	322,249	83,345	77,893	20,122	514,792	2,056	124,500	2,328,264
	比 較	0	0	0	0	0	1,557	0	0	0

了 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(57)	5,024,374	3,401,325	8,425,699	10,861,619
補 正 前	(57)	5,024,374	3,399,768	8,424,142	10,860,062
比 較	(0)	0	1,557	1,557	1,557

()内は、再任用短時間勤務職員で外書き

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当
	補 正 前	133,413	313,002	83,345	74,940	20,122	514,792	2,056	124,500	2,133,598
	比 較	0	0	0	0	0	1,557	0	0	0

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区分	職員数 (人)	給与と費用			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	(1,873)	1,068,076	151,986	206,866	1,426,928	1,595,909
補正前	(1,871)	1,067,368	151,986	206,866	1,426,220	1,595,201
比較	(2) 0	708	0	0	708	708

()内は、パートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

職員手当の内訳	区分	地域手当	通勤手当	期末勤勉手当
	補正後	9,247	2,953	194,666
	補正前	9,247	2,953	194,666
	比較	0	0	0

議案第70号

監査委員の選任について

上尾市監査委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和3年6月8日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代 田 龍 乗

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

監査委員矢部勝巳氏の任期は、令和3年6月30日で満了となるが、後任として代田龍乗氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 7 1 号

固定資産評価員の選任について

上尾市固定資産評価員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和 3 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

坂 井 良 昭

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価員加藤俊市から令和 3 年 6 月 3 0 日限りで固定資産評価員を辞職する旨の申出を受けたため、後任として行政経営部資産税課長の職にある坂井良昭を選任することについて同意を得たいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和3年6月8日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

村 田 眞 司

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員村田眞司氏の任期は、令和3年9月30日で満了となるが、
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

